

東日本大震災農業生産対策交付金（24年度版）

番号	区分	質 問 事 項	回答欄
1	共同要件	農業生産の復旧等を目的としているのであれば、被災農業者個人の農業機械等を支援できないのか。受益農家数要件を課す理由いかん。	国庫予算に制約がある中で、特定の個人の資産形成に資するような取組は好ましくないため、これまで農業機械のような個人経営に馴染むメニューは徐々に補助対象メニューから除外してきたところです。 しかしながら、今般の東日本大震災では、津波等によって農業機械や農地、家屋等が喪失・損壊した農業者が多数発生しており、資金繰り等に苦心されている被災農業者の実情等を踏まえ、被災農業者の1日も早い営農の再開を支援するため、東日本交付金では、リース方式等による農業機械の取得を措置したところです。ただし、この場合であっても、極力、多くの被災農業者が補助事業の効用を裨益できるようにすることが重要であるとの観点から、受益農家数に要件*を課し、一定のまとまりのある農業者の農業機械の導入による地域農業の再興を支援することとしています。 * 原則5戸以上（知事特認3戸）
2	成果目標	成果目標の基準が「営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とされているが、目標年度までに確実に達成できる見通しがなければ復旧対策を行えないのか。津波被災地では、農地の全面復旧が遅れるため、目標年次までに営農活動が被災前に比べて同程度以上に復旧する見通しが立たず、事業を利用できない。	東日本交付金では、被災農業者の1日も早い営農活動の再開を支援する観点から、成果目標の目標年次を、推進事業（ソフト）にあつては原則として事業実施翌年度、整備事業（ハード）にあつては事業実施年度の翌々年度等とし、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくこととしています。 ご指摘のような農地の復旧対策が遅れている地域にあつては、営農が可能な農地での営農再開をもって「営農活動等が概ね同程度以上に復旧した」とみなす運用をして差し支えありません。
3	成果目標	事業実施要領第1の1の（1）のイの成果目標について、「生産や販売を回復するために必要な・・・技術又は当該技術体系を確立すること」とは、何か定量的な基準があるのか。	事業メニュー毎の「取組の概要」に即して取組を行い、事業実施翌年度（25年度）までに、生産、流通又は保管に関する技術又は当該技術体系として地域農業者等に提示できるようにしていただければ、技術又は技術体系が確立されたとします。
4	被災農家の範囲	共同利用要件の受益農家又は事業参加者は、被災した農業者に限定されるのか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、受益農業者又は事業参加者は被災農業者であることが原則となります。 ただし、被災農業者の営農活動の再開や被害の復旧等を図るため、被災被害がない農業者と被災農業者とが共同して農業機械を効率的に利用する必要があるなどの場合には、事業の受益農業者又は事業参加者の過半が被災農業者が占めていれば、その他の農業者を受益農業者又は事業参加者としても差し支えありません。
5	被災農家の範囲	被災農業者はどのように特定すれば良いのか。	東日本交付金の対象となる被災農業者は、東日本大震災による施設、機械、生産資材、農地等の被害により営農に支障が生じている者（共同利用施設が被災した場合の当該受益者も含む。）とし、都道府県が判断していただくこととしています。 また、被災による営農活動の支障の有無は、事業実施主体から事業計画書の提出等を受け、補助事業者である都道府県が判断することとなります。
6	被災農家の範囲	原発警戒地域から避難している農業者は被災農業者として良いのか。	東日本大震災を起因として発生した福島第1原子力施設災害の影響により、警戒区域から避難されている農業者は、放射性物質によって農地等が汚染し、営農活動に支障が生じている状況にあるので当然被災農業者となります。
7	被災農家の範囲	被災農業者であれば、被災内容に関わらず、リース方式による農業機械の導入や生産資機材の共同購入に取り組んでも補助対象になるのか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が原則交付金の対象となります。 したがって、例えば農業機械が被災して営農活動に支障が生じる場合には、農業機械の導入（原則リース方式）が対象メニューとなります。あるいは、津波によって生産資機材が流出した場合には、当該、生産資機材が対象になります。 ただし、津波の被災地や福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に甚大な被害が生じ、この復旧（除塩、除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなります。このため、こうした被災農業者については、代替地において営農活動を再開するなどの場合には、被災内容に関わらず必要な農業機械や生産資機材等を支援とすることができるとします。

8	共同要件	被災者がこれまで営農していた土地を離れ、他の地域で営農を再開する場合の共同利用要件は受益農家5戸のうち被災農家が1戸でもあればよいのか。	農業機械や生産資材の導入等を行う場合にあっては、他の地域で営農を再開する場合であっても、原則として、受益農家5戸以上である必要があります。また、受益者又は事業参加者の過半が被災農家である必要があります。
9	共同要件	1戸1法人は、事業実施主体になれるか。	農業生産法人が事業実施主体となることは可能ですが、採択要件の5戸以上（知事特認3戸以上）の受益農家数が確保できないため、1戸1法人が単独では支援できません。
10	共同要件	自己資金で導入した施設が被災した。また、これまで共同利用も行っていなかったが助成対象となるか。	東日本交付金では、被災前に使用していた農業機械又は施設が個人利用であるか否かについては特設の要件は設けていませんので、新たに導入する施設が事業実施要綱・要領に定める共同利用要件等を満たせば助成対象となります。
11	見積もり	機械・施設の購入及び大規模な補修・修繕は3者見積もりが必要か。	原則として一般競争入札をしていただきますが、それによることが難しい場合は、指名競争入札（ハード）又は2社以上の見積もり合わせを行い、事業費が適正なものとなるようにしてください。
12	撤去費用	施設を復旧する際の撤去費用についても補助の対象となりますか。	今回の東日本大震災農業生産対策交付金においては、被災施設の復旧に伴う全部又は一部の撤去費用も補助の対象となります。
13	撤去費用	解体費用について、解体と廃棄費用までが対象でしょうか。	被災施設の復旧に伴う解体撤去費用及び産業廃棄物等の処理に係る費用が対象となります。ただし廃棄等に当たって収益がある場合は、解体費用から収益を差し引いた額が補助の対象となります。
14	撤去費用	被災施設を場所を移転して整備する場合、使用可能な機械を新施設に移設して利用することは可能か。また、その場合も、既存施設の撤去費用は補助対象としていいか。	使用可能な機械であれば、事業費の低減の観点からむしろ移設して利用してください。（ただし、この際の搬送費用は補助対象外です。）また、移設を前提とした撤去費用は補助対象になります。
15	推進事業	整備事業（ハード）の対象地域は農振農用地であるが、推進事業は（ソフト）はどこでも可能ですか。	推進事業については、園芸用施設のリースのみが「原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するもの」としています。
16	リース事業	リース事業の概要について。	「リース方式による機械施設等の導入」は、機械等の導入方法をリース方式に限定しており、ます。 概要は以下のとおりです。 ①事業参加者及び受益農家：原則5戸（知事特認3戸） ②リース対象機械施設：中古機械以外の農業機械と園芸施設 ③リース契約の形態：リース事業者と機械等利用者との間の4年以上（耐用年数以内）のリース契約。
17	総事業費	共同利用施設の整備に当たり総事業費が5千万円以上とされていることについて。	総事業費5千万円以上の採択要件は、産地競争力の強化の整備事業で共同利用施設を設置（新設）する場合に限り適用されます。したがって、施設の補修・修繕は、5千万円未満でも事業対象として構いません。また、新設の場合であっても、1以上の費用対効果が見込まれる事業であり、地域の事情により必要であると県が認める場合には、5千万円未満であっても実施できます。
18	費用対効果分析	共同利用施設の費用対効果分析は、どのような場合に行わなければならないのか。	事業実施要綱の別表の採択要件の（4）において、5千万円以上のものに限定することとしています。また、事業実施要領の別記Ⅱの第2の2の（5）のオにおいては、共同利用施設を新設する場合で5千万円未満のものであっても、費用対効果分析を行い、県が必要と認める場合には当該新設事業を行うことができる旨を規定しています。 したがって、共同利用施設を新設する場合には、事業費に関わりなく全ての案件が費用対効果分析の対象となりますが、既存施設の増設（能力増強）や機能高度化対策については事業費が5千万円未満であれば費用対効果分析を求めています。 また、施設の機能高度化を伴わない原形復旧のための補修・修繕にあっては、費用対効果分析を行う必要はありません。
19	その他	復旧等対策の対象は、平成24年4月1日以降に着手・着工したもの（実施要領第1の2の（1））となっているが、事業計画の承認又は交付決定前に着手・着工したものも対象になるのか。	東日本交付金では、被災農業者の速やかな営農再開を支援するため、平成24年4月1日以降に着手・着工したものを対策の対象としています（事業実施要領第1の2の（1））。 したがって、4月1日以降に着手・着工したものであれば、事業計画の承認又は交付決定前であっても対象とすることができます。

20	その他	キノコの菌床栽培や原木栽培に関する取組は支援対象になるか。また、キノコ類で支援対象となるものはあるか。	高度技術導入施設として菌類栽培施設を整備することができますが、対象品目はマッシュルームのみとなっています。キノコは一般的に林産物として取り扱われることから、農業生産対策としての実施に限度があることをご理解ください。
21	その他	任意の地震保険等により、保険金額を事業実施主体が受領していた場合、交付金の補助は受けられないか。	事業実施主体が任意に加入する民間の地震保険から保険金を受け取っても、補助金の交付や補助率に影響を受けることはありません。当該保険金を自己負担分に充てていただいても構いません。
22	その他	某いちご産地において、被災したJA組合員の営農再開を支援するため、JAが事業実施主体となって東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、パイプハウス等の復旧を行いたい。この際、同JAが1口1万円の支援金（「1口オーナー制度」）を一般の人に募集し、当該支援金を被災農家へ分配することとしている場合、国の交付金の支援対象となるか。また、補助率（1/2等）への影響はあるか。	本交付金においては、「事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本交付金の交付対象外とする。」と規定していますが、国以外の者からの資金調達については制限を設けていません。したがって、事例の「1口オーナー制度」による分配を受けた場合においても、そのことをもって当該交付金の支援対象から除外されることはありません。また、補助率についても影響はありません。
23	その他	推進事業で取り組む農業機械の導入や生産資機材の納品が3月末までに間に合わない可能性があるが、明きょ繰越ができないか。	一般に、明許繰越しは、整備事業（ハード）など「経費の性質上年度内に支出を終わらない見込みのあるもの」について、あらかじめ国会の議決を経て、繰り越すことが認められているものであり、農業機械や生産資機材のような物品の購入に係るものは明きょ繰越は認められておりません。
24	その他	実施要綱第3の2のただし書きにある生産局長特認とは、どのような場合に適用されるのか。例えば、震災により被災した米麦の倉庫を認めてもらうことは可能か。	県知事は、地域の農業生産の復旧等を達成する観点から、メニューに示された以外の事業も地域提案できることとしていますが、米麦の農業倉庫のような広範に普及している農業用施設は、これまで補助対象施設から除外してきたこと、また、農林水産業共同利用施設災害復旧事業による復旧が可能であることから、生産局長特認とすることは困難です。
25	その他	被災した低温倉庫に米・麦7割、大豆とそばで3割を扱っていた。今回、当該倉庫を東日本交付金を活用して大豆・そばの集出荷貯蔵施設として修繕したいが、大豆・そばの3割相当部分を支援対象とすることは可能か。	低温倉庫のような広範に普及している農業用施設は、これまで補助対象施設から除外してきたこと、また、農林水産業共同利用施設災害復旧事業による復旧が可能であることから、東日本交付金では原則対象とすることは困難です。仮に、大豆・そばの集出荷貯蔵施設として整備する場合にあっても、米・麦に係る倉庫部分と大豆・そばに係る集出荷貯蔵施設部分とを設計・施工上明確に区分するとともに、整備後の施設利用においても区分利用が課されることとなります。
26	その他	被災した倉庫を再編整備してバラ出荷施設にするのは可能か。	被災した農業倉庫を再編して、新たに米麦のバラ集出荷施設（品質向上物流合理化施設）に再編整備することは可能です。
27	その他	農業倉庫が壊れたので、この際、CEを整備したいが、受益地内で乾燥設備が被災していなくても、対象となるか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容を支援することが基本となります。したがって、穀物の保管を目的とした農業倉庫（平置きのもの）が被災したからと言って、穀物の乾燥調製施設まで事業対象にできるとは限りません。ご質問のケースは、農業倉庫の受益地区内の乾燥設備は被災しておらず、引き続き、使用に十分耐え得るのであれば、新たにCEを整備することが地域において乾燥調製設備の過剰投資となり適切とはいえない場合もあります。
28	その他	津波や原発事故の影響により、他の市町村に避難している被災農業者が行う事業には、避難先の市町村に申請する必要があるのか。	事業を行う場所の市町村長に提出していただくことが基本となりますが、被災農業者が避難された場所の市町村と避難前に居住されていた元の市町村とで調整していただき、避難先の市町村よりも元の市町村の方で提出されることが適当と判断されるのであれば、それでも構いません。ただし、事業の実施に関する監督指導等については、提出を受けた市町村の側で責任を持って対応していただくようお願いいたします。

29	受益戸数要件	どのような場合であれば知事特認として3戸以上要件を緩和して構わないのか。	今般の東日本大震災では、津波によって地域の農業者が多数亡くなられたり、甚大な被害によって投資が困難な農業者が多く5戸さえも募れない、地震によって各地の水田で小規模な地割れ等が散在発生して5戸以上での集団的な取組が容易にまとまらないなど、営農活動の復旧に向けた様々な困難な事情が見受けられますので、県において地域の事情をよくお聞きして、直ちに5戸を集めることが困難な場合には、要件緩和に柔軟に応じていただいて構いません。
30	受益戸数要件	園芸や畜産は、近隣で被災農家を3戸見つけることさえも容易でない。推進事業（機械のリース導入や資機材の導入）をJAや市町村を越える広域な範囲で取り組むことは可能か。	今般の東日本大震災では、津波による被害が甚大なため、園芸や畜産の分野では、ひとつの地区の中で3戸の受益者さえも集まらないといった場合がみられます。こうした場合には、市町村内及び農協内ではなく、当該農産物の出荷や販売を単位とする広域なエリアで3戸以上の受益者を確保していただき取り組むことも構いません。
31	受益戸数要件	直接的に被災被害を受けていない農業者が農業機械を導入し、被災地及び被災農業者の営農再開の手助けを行うことはできないのか。	原則として、受益農家又は事業参加者は全ての農業者が被災農家である必要があります。ただし、直接的な被災被害がない農業者であっても、被災者と共同して農業機械を効率的に利用するなど、被災農業者の営農活動の再開や被害の復旧等に資する取組を行う場合には、受益農業者又は事業参加者として行うことができます。この場合、少なくとも当該受益農業者又は事業参加者（リース事業に参画する機械施設利用者）の過半を被災農業者が占めるように推進してください。
32	補助対象範囲	今回の交付金は、被災前に所有していた共同利用施設、農業機械等の復旧、再取得が対象という考えでよいのか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、復旧や再取得の対象となる農業用施設や機械は、被災を受けたものが基本です。 しかしながら、例えば小規模で非効率な老朽化施設を再度整備するよりも、被災施設を含めて複数の老朽化施設を1カ所集約して高度かつ効率的な施設を再整備した方が、被災農業者の営農活動の復旧等とあわせ産地の競争力強化につながり合理的な場合もあります。また、被災によって再投資が困難な高齢農業者等に対しては、担い手が高性能農業機械を導入して作業受託を行うことで、当該機械の効率的な利用が確保されるようになるほか、当該高齢農業者等の営農活動の復旧等にも資することとなります。 このように、必ずしも被災施設・機械をそのまま現状復旧することが適当でない場合が存在しますので、地域の被災事情等を踏まえて、被災農業者の営農活動等の復旧や産地競争力の維持・強化に資する柔軟な取組を誘導してください。
33	補助対象範囲	被災農業者が耕種から園芸等に分野転換するような取組は支援できないのか。	東日本交付金では、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」としており、被災によって農地や施設等の使用が困難となった場合に他の分野や他作物に転換する場合も「被害の復旧等に資する取組」として対象としています。
34	補助対象範囲	放射性物質による農作物の汚染を理由として、リース方式による農業機械の導入はできないのか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 このため、放射性物質に係る対策内容については、農作物の吸収抑制対策等、直接的な効果が期待される対策に限定することとなり、放射性物質による汚染被害と直接関係のない農業機械（リース導入等）については対象とすることはできません。 ただし、福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に甚大な被害（放射能汚染）が生じ、この復旧（除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、被災農業者が当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなってしまう。このため、被災農業者が代替地において営農活動を再開する場合には、必要な農業機械や生産資機材等を支援とすることができるとします。
35	共同利用施設	被災していない共同利用施設の機能高度化対策等が実施できないか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、復旧や再取得の対象となる農業用施設等は、被災を受けたものが対象となります。
36	共同利用施設	既存の穀類乾燥調製施設について、機能高度化対策を行う場合に、強い農業づくり交付金で求められているように、既存施設の計画時点よりも受益面積又は処理量が拡大する必要があるのか。	強い農業づくり交付金では、いわゆるモデル的な産地等を育成する観点から、共同利用施設等を再導入する際に、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は対象外であり、穀類乾燥調製施設の機能高度化対策を講じる際には、 ①受益面積又は処理量の拡大及び新たな乾燥方式の導入 ②再編利用計画を策定の上、麦大豆等との汎用利用や担い手へのサイロ貸し、経営移譲等のいずれかを要件としてきました。 今般の東日本交付金は、被災施設の復旧等対策を講じるため、同種・同能力のものを再整備する取組を可能としているところであり、被災した穀類乾燥調製貯蔵施設の機能高度化対策を行う場合においても、受益面積等の拡大や再編利用計画の策定に関して特段の要件は課していません。

37	共同利用施設	23年産の麦や米の収穫に間に合うように応急的な復旧工事を行い、とりえず本年度の営農を乗り切ったが、収穫後の休閑期に本格的な復旧工事を行う必要がある。これら一連の工事を事業の対象にして構わないか。	3月11日の東日本大震災の発生後、多くのJA等では、施設の稼動に必要最低限の対策を応急的に講じて、23年産の米麦の収穫に間に合わせたと聞いております。また、老朽化施設にあっては、老朽化した設備の模様替えや耐震補強対策等の本格的な対策は、本年秋の米の乾燥調製作業を終えてから行われる場合が多いと聞いています。 これら一連の工事を事業の対象とする場合には、既に申請されている事業計画や交付申請の変更が必要となるほか、過去に補助金等を受給して整備した施設・設備で処分制限期間内にあるものを取り壊す場合には、あらかじめ管轄の地方農政局の承認を得て、残存簿価に即して補助金相当額を返還する必要があります。また、本格的な復旧対策の実施に当たり、既に完了している応急的な復旧対策部分を取り壊さざるを得ない場合には、当該交付金を交付申請の対象額から除外する必要がありますので注意してください。
38	共同利用施設	農林水産業共同利用施設災害復旧事業により今年の収穫に間に合うように復旧工事を行ったが、施設が老朽化しているので東日本交付金で本格復旧工事を行いたいが可能か。	既に別の補助金等（農林水産業共同利用施設災害復旧事業等）を受けて復旧対策等を行った施設について、同一年度内に東日本交付金を活用して本格的な復旧等対策を行うことは本来好ましくありませんが、農林水産業共同利用施設災害復旧事業では耐用年数の過ぎた設備等が対象にならないといった事情等を考慮して、両対策の間で施行工事の内容が明確に区分できる場合には可能とします。
39	共同利用施設	施設の補修・修繕の場合には費用対効果分析を行う必要があるのか。また、老朽化施設を高度化する場合には必要となるのか。	整備事業（総事業費が5千万円以上）において、施設の新設を行う場合は、原則、費用対効果分析を行う必要がありますが、施設の補修・修繕による現状復旧や、総事業費5千万円未満の老朽化施設の機能高度化対策については対象外となります。
40	共同利用施設	津波でフォークリフトやコンテナ等が流されたが、共同利用施設の補修・修繕の際に附帯施設として整備できるか。	フォークリフト（回転アーム、プッシュブル又はハイマスト付きを除く。）やパレット、コンテナ等の汎用性の高いものは交付の対象外となっています。
41	共同利用施設	ハウスを建設するための土盛りは事業対象となるか。	舗装や切土・盛土等については、必要最小限のものであれば事業対象経費に加えて問題ありません。
42	共同利用施設	共同利用施設の補修・修繕についても、事業費5千万円以上でなければならないのか。	被災施設の補修・修繕は5千万円未満であっても対象となります。
43	共同利用施設	低コスト耐候性ハウスが被災したが、一部棟は補修を行い、一部棟は撤去の上、新設する。このような場合は新設が含まれるので、撤去、新設、補修の合計額が5千万円以上である必要があるか。	お問い合わせのような被災施設を補修・再取得する場合には、5千万円未満であっても対象となります。
44	共同利用施設	被災したみそ加工施設の復旧は、整備事業において農産物処理加工施設として要望できるか。その場合は、原則5000万円の下限事業費が適応されるか。	みそ加工施設は農産物処理加工施設に該当します。また、被災程度に関わらず、既存の共同利用施設の復旧を行う場合は、5千万円未満であっても対象となります。
45	共同利用施設	施設の補修・修繕については、耐用年数を経過している施設についても対象となるのか。	法定耐用年数を経過している施設も対象です。ただし、補修・修繕後、おおむね5年以上の利用に耐えることが見込まれる必要があります。
46	共同利用施設	耐用年数を経過した施設を補修・修繕した場合、補修後の施設の財産管理の扱いはどのようになるのか。	財産管理については、補助事業等により取得した不動産及び50万円以上の機械及び器具は、財産処分制限を受けることとなり、財産管理台帳を作成し適正に管理する必要があります。
47	共同利用施設	補修した施設の建屋及び内部機械の処分制限期間はどのように決めるのか。	施設の処分制限期間は補助金適正化法等の法令により定められており、補助事業により新たに財産を取得又は効用が増加する場合、財産の処分制限を受けることとなります。したがって、補修・修繕による原形復旧のような効用の増加が認められない場合は、当該対策の実施をもって新たに財産処分の制限期間が延長されるようなことはありません。ただし、共同利用施設を再編整備するなど新たに財産を取得し、効用が増加するような場合は、当該財産について処分制限期間が新たに設けられることとなります。
48	共同利用施設	施設の再編整備を行う場合に撤去する施設の撤去経費は交付対象となっているが、補助率は1/2でよいのか。また、上限事業費は設定されているか。	補助率は1/2となります。上限事業費は設定していませんが、対象経費は、施設の再編整備に必要な不可欠な設備等の撤去に限定してください。

49	共同利用施設	解体に伴う廃材を売却した場合、その収入を自己負担に充てて良いか。	本事業を活用した撤去・解体に伴う廃材を売却したときに得た収入を、自己負担に充ててはできません。その収入を差し引いた額が補助対象となります。交付金支払後に、売却による収入が明らかとなった場合は、過剰な交付金は返還していただきます。
50	共同利用施設	集出荷貯蔵施設の附帯施設としてであれば、会議室を整備することは可能か。	附帯施設は、一般的に施設の機能を発現させるため一体的に整備する必要のある電気通信設備や給排水設備、空調設備、舗装工事等を指すものです。このため、施設の機能と何ら関係のない会議室を集出荷貯蔵施設に併設し、これを附帯施設として認めることはできません。 なお、施設の保守管理等を行うための事務スペースを設けることは可能ですが、必要最低限の面積とするようしてください。
51	共同利用施設	転作大豆の乾燥調製施設を補修・修繕したいが、一部受益地の農地の復旧に時間を要するため、当面は米の作付けが優先されて、大豆の作付面積が成果目標の年次までに被災前の水準に回復できそうもないが、この場合、当該施設の復旧対策が行い得ないのか。	東日本交付金では、被災農業者の1日も早い営農活動の再開を支援する観点から、成果目標の目標年次を、乾燥調製施設等の整備事業（ハード）にあつては事業実施年度の翌々年度等とし、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくこととしています。 ご指摘のような農地の復旧対策が遅れている地域にあつては、営農が可能な農地での営農再開をもって「営農活動等が概ね同程度以上に復旧した」とみなす運用をして差し支えありません。
52	共同利用施設	補修・再編整備計画（様式6号、7号）の目標年度はいつか。 また、当該計画書は、都道府県知事から地方農政局長へ提出するものであるが、事業実施主体も作成する必要があるのか。 事業実施主体が作成した当該計画について、都道府県知事の承認は必要か。	補修・再編整備は整備事業として実施することから、目標年度は実施要領の第1の1の（2）のイの（ア）に規定した目標年度となります。 また、補修・再編整備計画（様式6号、7号）は、あくまで事業実施計画（別紙様式1号）を補完するものなので、都道府県知事が事業実施計画書を作成する際に併せて作成することとしています。（都道府県が補修再編整備計画を作成するために必要な情報を事業実施主体に求める方法等は、各知事に委ねられています。） なお、都道府県知事が事業実施計画を採択するということは、当該計画に係る補修・再編も認めることとなりますので、本交付金においては、都道府県知事が採択手続以外に独立して補修・再編の承認を行うことを求めています。
53	共同利用施設	補助対象基準の欄が空欄となっている共同利用施設等は、どのようなものでも補助対象となるのか。	補助対象基準が空欄となっている施設等は、上位項目の基準が適用されます。
54	共同利用施設	液状化により、ハウスの基盤が傾いてしまった。基盤を補修する工事は補助対象となるか。	施設設置にあつての基礎工事等については、これまでも整備事業の補助対象としていたところですが、今回の補正事業においても当該ハウスが要領に記載された補助対象施設である場合は、基礎工事（補修）も含め整備事業の補助対象になります。しかし、パイプハウスなど整備事業の補助対象施設に該当しない場合は、補助対象なりません。なお、整備事業の補助対象外施設であっても、補修に必要な資材は、推進事業の補助対象となる場合があります。
55	共同利用施設	津波によって地下水が塩水化して使えないため、水道設備を整備することは可能か。	水道設備の整備については、低コスト耐候性ハウス等（生産技術高度化施設）の附帯施設、又は栽培管理支援施設として整備することが可能です。
56	共同利用施設	水道設備を整備する場合、上水道管の敷設をどの程度の長さまでならば許されるのか。	東日本大震災により、地域によっては農業用水の確保が非常に困難となっている場合があります。このため、本事業では、水道設備を設けることが不可欠な場合に限り、生産技術高度化施設の附帯施設や栽培管理支援施設として上水道管の敷設を行うことを可能としています。 ただし、上水道管については、農業用途のみの利用とし、本管からほ場までの長さは合理的なものとしてください。
57	共同利用施設	施設設置にともなう盛土等は交付金の対象事業となるのか。	施設設置のために必要な盛土や液状化対策、整地等は工事費に含まれます。
58	共同利用施設	被災したライスセンターを拠点に、この際、周辺の受益者（非被災者も含む。）をさらに増やしてカントリーエレベータを整備したいが可能か。	ライスセンター等の共同利用施設を整備する場合には、事業実施要領の別記Ⅱの第2の2のクにおいて、（被災施設に代替する）施設の新築又は新設を対象とする旨を記述しているほか、既存の施設の増築、併設等も対象になる旨を明確化しています。したがって、被災ライスセンターの代替となるカントリーエレベータの新設や、既存のライスセンターの増築等によるカントリーエレベータへの再編整備事業も事業の対象となります。
59	共同利用施設	被災した古いライスセンターの機能高度化対策として、色彩選別機を導入したいが可能か。	老朽化した被災共同利用施設の復旧等対策の進め方については、課長通知（23生産第4899号、平成23年10月26日付け通知）で明示しているとおり、施設の本質的な機能を果たす基幹的な設備の経過年数が、法定耐用年数（例：農業用設備の場合は7年）の概ね2倍以上経過した施設を基本として、施設の被災や設備等の老朽化の程度等を加味して、機能高度化対策を進めていただくようお願いしています。 したがって、ライスセンターの場合には、基幹的な設備である乾燥設備の経過年数が11年以上（耐用年数：7年×概ね（0.8）×2倍）であり、施設の効率性を高める等の観点から、必要な設備として色彩選別機（選別調製設備）をライスセンターの補修・修繕と合わせて導入することは差し支えありません。

60	共同利用施設	共同利用していた低コスト耐候性ハウスが地震で基礎等が壊れて復旧工事を行うが、合わせて老朽化したボイラーも再整備したいが、機能高度化対策として行うことは可能か。	老朽化した被災共同利用施設の復旧等対策の進め方については、課長通知（23生産第4899号、平成23年10月26日付け通知）でお示ししているとおり、施設の本質的な機能を果たす基幹的な設備の経過年数が、法定耐用年数（例：農業用設備の場合は7年）の概ね2倍以上経過した施設を基本として、施設の被災や設備等の老朽化の程度等を加味して、機能高度化対策を進めていただくようお願いしています。 したがって、低コスト耐候性ハウス（生産技術高度化施設）の場合には、基幹的な設備であるボイラー（農業用設備の法定耐用年数：7年）の経過年数が11年以上（耐用年数：7年×概ね（0.8）×2倍）であり、施設の効率性を高める等の観点から必要であれば、低コスト耐候性ハウスの補修・修繕と合わせて、老朽化したボイラーの再整備も可能です。
61	共同利用施設	再度津波の被害を受けないように、山間地を用地造成して共同利用施設を移設整備したいが、当該用地造成費も対象経費に盛り込んで構わないか。	共同利用施設の整備に当たっては、これまでも強い農業づくり交付金等において施設用地の必要最小限の盛り土等の経費を工事費として補助対象経費に含めて構わないこととしておりますが、被災地では津波等の被害により被災前と同じ場所に施設を建設することが困難な場合もあることから、新たに確保した山間地等の建設用地に施設を整備するために必要となる切り土や盛り土等の用地造成費（事業実施要領別記Ⅱの第2の2の（1）のサ）も補助対象経費としています。
62	共同利用施設	「省エネ型集合式モデル畜舎」とはどのような仕様・構造の畜舎が対象となるのか。また、太陽光パネルや蓄電池を整備することはできるのか。	省エネ型集合式モデル畜舎は、従来構造の畜舎に比べ電力等のエネルギー消費を低減する構造の畜舎であり、省エネルギーに資する取組の実践・普及を目的とし、農協等が複数の農家に貸付を行うために、同一施設用地に畜舎を整備する取組が対象となります。 具体的には、断熱材利用の他、効率的な換気方式の導入などを想定しており、再生可能エネルギーの供給施設の整備については、対象としておりません。
63	共同利用施設	家畜飼養管理施設のうち省エネルギー型集合式モデル畜舎について、省エネルギー型畜舎と一体的に整備する設備及び家畜排せつ物処理利用施設は対象となるのか。また、酪農経営における省エネルギー型の畜舎を整備する場合、個々の畜舎に付帯する搾乳施設は対象となるか。	省エネ型集合式モデル畜舎と一体的に整備する施設については、対象としておりますが、家畜排せつ物処理施設については、共同処理することを要件として、東日本大震災農業生産対策交付金において、事業対象とされているので、そちらで対応いたします。 なお、本メニューにおいて、畜舎に付帯する搾乳機械については、対象としているところですが、搾乳施設については、対象としておりません。
64	共同利用施設	原発警戒区域から避難している被災農業者が避難先で施設園芸を開始する。共同利用施設の低コスト耐候性ハウスを整備する場合に交付金の対象となるか。また、移転地で使う農業機械（リース）は対象となるか。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することことを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 福島第1原発事故の警戒区域や計画的避難区域等では、農業生産基盤である農地に基盤的な被害（放射能汚染）が生じ、この復旧（除染）に相当の時間を要することが見込まれるため、被災農業者が当該農地が復旧するまで営農活動の復旧に取り組めないこととなってしまいます。このため、被災農業者が代替地において営農活動を再開する場合には、必要な低コスト耐候性ハウスの取得や農業機械等を支援とすることができるものとします。 なお、補助事業等により取得した財産は、耐用年数が経過するまでの間処分制限を受けることとなりますので、当該期間中は事業目的に従って適正に利用・管理するようにして下さい。
65	共同利用施設	産地食肉センターにおける食肉保管等施設の整備に対する支援とは、どういうものか。	共同利用施設のうち産地食肉センターについては、東日本大震災により被害を受けた施設の復旧に加え、牛肉の放射性物質検査の実施体制の強化に伴い必要となる検査室及び牛肉の冷蔵保管施設も支援対象となります。 具体的には、放射性物質検査を行うために必要となる検査室の整備及び検査の実施に伴い滞留（一時的な保管）が見込まれる牛枝肉等を保管するために必要な冷蔵冷凍施設の整備について補助します。なお、検査機器は対象となりません。 また、汚染稲わら等が給与され、かつ、出荷計画を作成して、全頭検査・全戸検査を実施する都道府県が対象となります。
66	共同利用施設	老朽化した産地食肉センターの機能高度化対策を実施する場合、基幹的な設備は何にすれば良いのか。	過去に共同利用施設として導入した産地食肉センターについて、機能高度化対策を行う場合、施設内の食料品製造業用設備を基幹的な設備に位置づけ、この法定耐用年数（10年）の概ね2倍以上（2倍×0.8）が経過した施設であれば、施設内の老朽化設備等を模様替えるなどの機能高度化対策ができます。
67	共同利用施設	既存の産地食肉センターの敷地内に、別棟で検査室を整備したい。事業費が5千万円未満であるが費用対効果分析は必要か。	放射性物質の全頭検査を行うためには、食肉センターに不可欠な施設であるため、産地食肉センターを構成する一部施設と位置づけ（新設ではなく、既存食肉センターの機能高度化対策の一環として実施するもの）、5千万円未満であれば費用対効果分析は要しないこととします。

68	共同利用施設	牛肉の放射性物質の検査体制を強化するため、既存の産地食肉センターの内部を模様替えして、新たに検査室を整備するが事業の対象となるか。また、老朽化施設でなくとも構わないか。	放射性物質の全頭検査を行うためには、食肉センターに不可欠な施設であるため、既存施設の模様替えによる整備も構いません。また、老朽化していない施設であっても可能ですが、既存の建屋や内部設備を改修することとなるため、事前に地方農政局長の承認を得るとともに、その内容によっては過去に受けた補助金を返還する必要がある場合がありますので、県を通じてあらかじめご相談下さい。
69	土地基盤整備	地震により畦畔の崩壊や地割れ等が発生して、被災田が散在している。国の土地改良事業の対象とならないので、小規模土地基盤整備でできないか。	原則５戸以上（都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、３戸以上）の被災農業者が集まり、原則１ha以上５ha未満の受益面積であれば可能です。
70	土地基盤整備	瓦礫等が水田の土層深くまで混入している。農地復旧においてこうした細かい礫までも徹底して除去して欲しいが、営農用としても小規模土地基盤整備での自力除去を行いたいが、補助対象とできるか。	小規模土地基盤整備の土壌土層改良として実施可能です。直営施行する場合には、土壌土層改良に必要な資材や施工用機械のリース・レンタル料等が補助対象となります。また、別途、礫等を除去するセパレーター（農業機械）をリース方式によって導入することも可能です。
71	土地基盤整備	被災農地（野菜）の代替地として、水稻収穫後の自前の水田にパイプハウスを設置して野菜を再開したい。水田のため排水不良が考えられるため、暗渠施工や外部からの土を搬入し盛土をしたいが、補助対象となるか。	施設の移設地における暗渠施工や盛土の整備については、小規模土地基盤整備事業として実施できます。 なお、ご質問の事例では、田畑転換になりますので、ご注意くださいとともに、適切な対応をお願いします。 また、野菜のパイプハウスの設置については、リース方式により導入することが可能です。
72	土地基盤整備	被災農業者がＪＡからリース方式で園芸用ハウス導入する一方で、ハウスを整備する水田の客土を小規模土地基盤整備で行うことは可能か。	可能となります。
73	リース方式	リース方式によって導入できる農業機械施設は、津波で被災した農業機械施設の現状復旧の場合のみか。	東日本交付金では、対策の成果目標の基準を「（被災地・被災農業者の）営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧すること」とし、対策の対象要件として「東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組」等としていることから、復旧や再取得の対象となる農業機械施設は、被災を受けたものが基本です。 しかしながら、例えば小規模な農業機械施設を再度整備するよりも、低コスト耐候性ハウス等を導入して、再投資が困難な高齢農業者等の作業受託を行ったり、担い手同士が協力し合いながら施設を高度利用した方が生産性が高まり、産地競争力の強化に資することが期待されます。また、被災農業者の中には、当面、農地の復旧等の見通しが立たないため、新たに施設園芸等に取り組み、早期に営農再開したいという農業者もみられます。 このように、必ずしも被災した農業機械施設をそのまま現状復旧することが適当でない場合が存在しますので、地域の被災事情等を踏まえて、被災農業者の営農活動等の復旧や産地競争力の維持・強化に資する柔軟な取組を誘導してください。 また、農業機械施設に直接的な被害が無くとも、所有農地が被災したため土地利用型農業から新たに労働集約的な施設園芸や畜産等を導入する取組や、市町村の復興計画に掲げられた新たな農産物や生産システムを導入する取組等に必要な農業機械施設も対象となります。
74	リース方式	リース方式により導入できる農業機械の種類に制限はあるのか。	成果目標の達成に寄与する農業機械（中古品を除く。）であれば、特に制限はありません。ただし、過剰投資とならないように導入機械の能力を適正に見積もるとともに、投資が困難な被災高齢農業者の作業受託等に取り組むことにより、導入機械が効率的に利用されるように努めてください。
75	リース方式	リース方式による農業機械等の導入は、整理合理化通知が適用されるか。	リース方式による農業機械の導入は、推進事業となるため、整理合理化通知は適用されません。
76	リース方式	軽トラックやフォークリフトを農業機械として導入できるか。	リース方式で導入できる農業機械の種類には特段の制限はありませんが、軽トラックやフォークリフト（回転アーム、ブッシュプル又はハイマスト付きを除く。）のように、農業以外の用途にも利用可能な機械は農業機械として認められません。
77	リース方式	農業機械等は、被災前から共同利用していたものと同等のものが対象か。（機能向上するものは対象外か。）	導入する農業機械等については、必ずしも被災前と同等のものでなければ認められないわけではありません。性能や機能が上回るものであっても構いません。ただし、過剰投資とならないように導入機械の能力を適正に見積もるとともに、投資が困難な被災高齢農業者の作業受託等に取り組むことにより、導入機械が効率的に利用されるように努めてください。
78	リース方式	リース方式による農業機械の導入に取り組みたいが、どのような場合に知事特認として３戸以上要件に緩和できるのか。	今般の東日本大震災では、津波によって地域の農業者が多数亡くなられたり、甚大な被害によって投資が困難な農業者が多く５戸さえも募れないなど、営農活動の復旧に向けた様々な困難な事情が見受けられますので、県において地域の事情をよくお聞きして、直ちに５戸を集めることが困難な場合には、要件緩和に柔軟に応じていただいて構いません。

79	リース方式	農業機械は被災していないが、共同利用していたリースセンターが被災したので、この復旧と合わせて、古い農業機械もリースで導入したいが可能か。	東日本交付金は、東日本大震災を起因とした農地や施設等の被害によって、被災農業者の低下している営農活動を復旧することを目的としていますので、営農活動の復旧に直接つながる対策内容が交付金の対象となります。 このため、リースセンターの復旧等対策を講ずれば、被災前に比べて概ね同程度以上に営農活動が復旧すると見込まれるため、合わせて農業機械までも支援の対象とすることはできません。
80	リース方式	農業機械等について、被災前は個人で使用していたが、今回共同利用することで導入する場合は、対象となるか。	被災前の利用状況については特段の要件を課していませんので、新たに原則５戸以上等の要件を満たすのであれば対象となります。
81	リース方式	リース方式による農業機械の導入に係る事業実施主体の役割は何か。	事業実施主体は、リース方式による農業機械の導入を希望する農業者を原則５戸以上とりまとめ、被災地における営農活動の復旧に向けた作業受委託の斡旋等を行うとともに、当該農業機械が利用者によって適正に保守・管理されるように巡回点検・指導の実施や、リース料の支払い状況の管理・指導等を行っていただく必要があります。
82	リース方式	事業参加者（利用者）がリース契約を途中解約した場合は補助金を返還するのか。	リース契約期間中に事業参加者（利用者）がリース料を滞納する等により、リース契約の維持が困難になった場合には、事業実施主体は別の事業参加者（利用者）を見つけ、事業が適正に継続されるように努める必要があります。やむを得ず事業の継続が困難となった場合には、一部補助金の返還が必要となる場合もあります。
83	リース方式	事業実施主体が農業生産法人の場合、その構成員が機械施設の利用者になれるか。	リース事業は、事業実施主体が、農業機械等の利用者（農家）を原則５戸以上とりまとめ、利用者（農家）とリース事業者とのリース契約により農業機械施設を導入する取組に対して、当該導入機械の１／２相当額を補助する仕組みですので、農業生産法人等が事業実施主体となった場合には、当該法人の構成員が利用者となる場合も想定されています。
84	リース方式	リース方式で農業機械を導入したいが、事業参加者がそれぞれ異なる機械を導入することは可能か。また、それぞれリース会社が異なっても良いか。	事業参加者がそれぞれ異なる農業機械を導入することは可能ですが、事業実施主体が導入機械の管理運営規定（別添）等を定め、事業参加者（利用者）に対してリース期間中の当該農業機械の保守・管理等を適正に行わせる必要があります。また、リース会社については、導入する農業機械が異なればリース会社も異なる場合が想定しえますが、リース期間中の契約関係の維持等について当該事業参加者と事業実施主体が責任を持って当たっていただく必要があります。
85	リース方式	リース会社の選定は、どのように行えば良いのか。事業実施主体の意向で決めて構わないのか。	リース方式により導入する機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定することとしており、リース事業者については、当該機械施設の利用者がリース契約の条件等を考慮してお決めいただくこととなります。 したがって、どのリース会社とリース契約を締結するかは、当該機械施設の利用者のご意向を十分踏まえてお決め下さい。
86	リース方式	来季に備えて農業機械施設を準備する必要があるが、導入可能か。また、可能な場合は成果目標の目標年度はどうなるのか。	リース方式による農業機械の導入等の推進事業は、成果目標年度が原則として事業実施年度としているため、当該年産の作物の生産等に必要な農業機械施設を導入し、営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧するように取り組んでいただくことが基本です。 ただし、２５年度の作付け等に向けて２４年度内に準備しておくべき農業機械や生産資機材の導入は事業の対象として差し支えありません。また、この場合の成果目標の取扱いについては、このような営農準備も営農活動の一環であることから、２４年度内に営農活動等が被災前に比べて概ね同程度以上に復旧したものと見なすこととします。
87	リース方式	「本事業による導入以前に利用された実績のある機械」は対象外であるという規定は、何を想定している要件でしょうか。	中古品のことです。
88	リース方式	事業実施主体が、借受証の写し等でリース契約の履行を確認後、機械施設利用者に支払う「リース助成金」は、リース物件価格の１／２以内で、単年度での支払いとなる。機械施設利用者は、その助成金を活用して、複数年に渡ってリース料をリース業者に支払うということでしょうか。	差し支えありませんが、機械施設利用者に助成金が滞留しない方法をとることが望ましいと考えます。
89	リース方式	リース事業のリース形態については、ファイナンシャルリース、オペレーショナルリースの制限はあるか。	リース形態の制限はありません。

90	生産資材	どのような生産資機材が対象になるのか。また、知事認定により実施できる生産資機材の導入とはどのようなものか。	基本的に、事業実施要領のⅡの第1の3のアからキに掲げるとおり、津波によって流出した生産資機材や、被災した育苗施設の応急的補修等に必要な生産資機材等が対象となります。 ただし、知事認定の事例として、①市町村が復興計画に掲げた新たな農産物や新たな生産システムの導入実証、②被災者が代替地で営農活動を再開する取組、③被災者が新たな品目に転換して営農を再開する取組など、東日本大震災を起因として従前の営農活動から新たな営農に変更せざるを得ない事情が生じ、こうした営農活動の転換に必要な掛かり増し経費については初度的な部分に限り、知事が対象とすることができます。また、津波被害等によって用水確保が困難となり、やむを得ず水道水を使用せざるを得ない場合に当該水道代も事業対象経費に加えることも可能としたところです。
91	生産資材	井戸の試し堀り等が認められたが、具体的にどのような取組が助成対象となるのか。	井戸の掘削については、どの程度の深さまで掘れば地下水が出るかの確実性に問題があり、あらかじめ補助金額を確定できないため、通常、補助金による整備が適当でない場合があります。 このため、津波等の被災地においては、地下水が塩水化して、どの程度の深さまで掘削すれば井戸水が使えるようになるかについて、あらかじめボーリング等の調査を行う経費を支援することとしました。
92	生産資材	園芸生産資材等として、既存の用水の利用が困難となった地域において水道水の利用経費を対象に加えることができるようになったが、地震による影響で井戸が使用不能となった場合も含めて構わないか。	基本的には津波によって、当面、農業用水の確保や地下水が塩水化して井戸の利用が困難な場合を想定していますが、地震による影響として同様に困難な場合があれば、5戸以上（知事特認3戸）のまとまった取組として支援することは差し支えありません。
93	生産資材	生産資機材とはどのようなものが対象となるのか。	資材とは、肥料、農薬、被覆資材等です。機材とは、播種・土入れ装置等の簡易な機械類を指します。 飼料種子・生産資材関係については、土壌改良資材、肥料、除草剤及び牧草種子を対象とします。
94	生産資材	育苗箱や持ち運びが可能な簡易な機械も生産資機材の対象となるのか。	機材とは、例えば野菜でいえば、野菜洗浄機や野菜結束機などの簡易な機械を想定しております。また、持ち運びが可能な簡易な機械も対象となります。 育苗箱、据付型の簡易土入れ器、ビニールハウスの補修のためのビニール資材やパイプ、肥料、農薬等生産に必要な資機材の調達を補助対象としています。
95	生産資材	25年度の速やかな営農再開に向け、必要な生産資機材は24年度内に購入しておく必要がある。交付金の対象として良いか。	25年度の作付け等に向けて24年度内に準備しておくべき生産資機材については、事業の対象として差し支えありません。
96	生産資材	被災した施設が強い農業づくり交付金の補助対象ではない温室ハウスであるが、その補修に必要なビニール等の資機材は対象となるのか。	整備事業による補修・修繕の対象施設は、事業実施要領に記載された低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設等に限られますが、ビニールハウスや温室等の補修するために購入するビニール等の資機材については、推進事業の「生産資材の導入」で対象となります。
97	生産資材	生産資機材の導入とリース方式による農業機械施設の導入において、対象となる機材（定置型の農業機械）に一部重複が生じるが、どちらで申請しても構わないか。	「生産資機材の導入」において導入できる機材（計量・計測機器や野菜結束機等）については、リース方式によって整備する定置型の農業機械（乾燥機や選別調製機、園芸用ボイラー）よりも簡易な機材（移動が可能なもの）を想定していますが、リース方式によって導入することが適当であれば、「農業機械施設の導入」として申請していただいても構いません。
	放射性物質対策（共通）	成果目標については、原則として、事業実施年度の翌年度ととなっているが、24年度に吸収抑制対策を実施し、翌年度にその効果を検証するということは可能か。	事業実施年度の翌年度を目標としていることから、24年度に対象事業を行い、25年度に事業効果の検証を行うことも可能です。 ただし、25年度に行う取組に係る費用は、「平成24年度東日本大震災農業生産対策交付金」の対象とはなりませんので、御留意下さい。
	放射性物質対策（共通）	環境省の事業等で除染等放射性物質対策をすでに別の事業で取り組んだ場合、本事業に取り組むことは可能か。	環境省の事業等により除染等を行った場合であっても、本事業に取り組むことによって農作物への吸収抑制効果が期待される場合であれば、取り組むことができます。

	放射性物質対策 (共通)	事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中、又は既に終了しているものは本交付金の対象外とするとあるが、同一事業実施主体でも受益地区が異なれば、対象となるか。	受益地区が異なる場合は対象となります。
	放射性物質対策 (共通)	放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定されている地域は、本事業の対象とならないのか。	汚染状況重点調査地域は、その地域の平均的な放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として指定されるものであることから、汚染状況重点調査地域に指定されている各市町村は、まず、農用地を含めた地域全体での除染を検討して下さい。 ただし、汚染状況重点調査地域に指定されている場合であっても、以下の場合は、吸収抑制対策の対象地域になります。 ①放射性物質汚染対処特措法等に基づいた除染等を実施した場合 除染後の農用地を対象として吸収抑制対策の実施を要望する場合は、除染後の状態で改めて吸収抑制対策の必要性の検討を行って下さい。 ②市町村が除染を行う必要がないと判断した場合 除染を行う必要がないが吸収抑制対策は必要であると判断した理由について、市町村が整理して下さい。 ③除染実施計画に位置づけられたが、当面の間除染を行うことが困難な場合 当面の間除染を行うことができない理由について、市町村が整理して下さい。 ④国が提示した方針等に基づいて対策を行う場合であって、除染での対応ができない場合 「「24年産稲の作付に関する方針」について」に定められた管理計画に基づき、除染又は吸収抑制を行うことが示された地域において、除染での対応が困難な場合は、吸収抑制対策を実施することができる地域とします。
	放射性物質対策 (共通)	食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル)を超える恐れがあると都道府県知事が認める場合の判断基準は何か。	土壌や地形等の条件により、科学的なデータ等から基準値を1kg当たり100ベクレルを超える恐れがあると考えられる地域であり、県知事が認めたものが対象となります。
	放射性物質対策 (共通)	地域の一部から、食品衛生法等で定める基準値(1kg当たり、食品・牧草100ベクレル、牛乳50ベクレル)を超過した農作物が検出された場合、地域全体を対象とすることは可能か。	基準値を超過した農作物の検出が認められたのが一部の地域であった場合、基本的には当該地域のみが対象となりますが、地域としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりのあるものを対象とすることが可能です。
	放射性物質対策 (共通)	原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域とは具体的にどの地域を指すのか。	現時点では、平成24年2月28日付け「「24年産稲の作付に関する方針」について」において、100Bq/kg超から500Bq/kg以下の数値が検出された地域、旧緊急時避難準備区域では、作付を行うために必要な取組として、作付前の吸収抑制対策等の実施を行うことが位置付けられているところであり、当該地域が特別な対応が必要とされる地域に該当します。 今後、新たに政府の方針又は指示が示された場合には、新たな地域が追加されることがあります。
	放射性物質対策 (共通)	複数のメニューについて、同じ地域で同時に取り組むことは可能か。	土壌分析に係る費用以外は、複数メニューを実施することは想定しておりません。取組内容が過大とならないようにするため、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようにお願いします。
	放射性物質対策 (共通)	農業者自らが所有する農地について、当該農業者が吸収抑制対策に取り組む場合、作業した農業者の労働時間分は対象となるのか。	農業者が自力施行した労賃相当額等は補助対象とできませんが、機械オペレーター代、必要な機械のリース代等であれば、補助対象とすることができます。
	放射性物質対策 (共通)	農協等が事業実施主体となり、農業者に作業を委託する場合の労賃は補助対象となるのか。	作業委託という形態をとる場合は、補助対象となります。ただし、単価の設定方法や作業実施の確認方法等金額を確認するために必要な事項を予め取り決めた上で、額の確認に必要な証拠書類を整備する必要があります。

	放射性物質対策（共通）	県の試験場を対象とすることは可能か。	事業採択要件として受益農家及び事業参加者が5戸以上必要であることから、県の試験場で事業実施することはできません。
	放射性物質対策（共通）	取組の下限面積はあるか。	下限面積は設定しておりません。
	放射性物質対策（共通）	山林からの土砂流入については、24年度産の農作物に影響が不明な点が多いことから、23年度産の農作物の汚染濃度が低い場合であっても、山林から水路を経由又は直接ほ場に水が流入する場合は、事業対象区域としてもよいか。	山林からの土砂流入については影響が明らかではありませんが、様々な要因も含めて、土壌のデータ等からリスクが高い状態になっているかどうかを確認するとともに、吸収抑制対策による効果が科学的に見込まれると、県が判断した地域を対象とすることとしています。
	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収抑制対策において、成果目標が、「被災前と同様に出荷・販売等が行われること」となっていることから、牧草地については、対象とならないか。	被災前と同様に牧草を家畜へ供給し、安全な畜産物が出荷・販売等が行われれば牧草地も対象となります。
	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収抑制対策における、資材の種類や施用量については、県が判断することとなるのか。吸収抑制に係るデータ等があまりないため、基準等を示してもらえないか。	カリ肥料以外のその他の放射性物質の移行を低減する効果が見込まれる資材については、事業実施主体が提出する事業実施計画書に添付される科学的根拠に基づき効果があることが判断できる資料等を確認の上で県が判断することとなります。 吸収抑制に係るデータとして、水稻については、「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用（平成24年2月24日付け 農研機構 中央農業総合研究センター）」を踏まえ、土壌中の交換性カリ含量が、県の土壌診断基準等に定める適正值よりも大幅に少ない場合は、地域の標準的な施肥量に追加してカリ肥料を施用して下さい。水稻以外の吸収抑制に係る技術についての知見は、農林水産省においても現在データを収集・取りまとめ中です。県の試験研究機関等の公的機関等で示された公表データを活用することも可能です。
	放射性物質（加里等施用対策）	県の試験研究機関が実証し、放射性物質に対する吸収抑制効果があるとされた資材を活用することは可能か。また、その場合はどのような手続きが必要となるか。	県の公的試験研究機関等が実証した結果、放射性物質の吸収抑制効果があるとされた資材については、県の公的研究機関等より対外的に公表されており、科学的根拠に基づき効果があるということが判断できる資料を添付することで、当該資材を活用できるものとなります。
	放射性物質（加里等施用対策）	放射性物質の吸収を抑制する資材の導入について、通常の栽培用に既に実施主体が購入しているカリ肥料（24年3月までに購入）を施用する場合は、対象とならないか。	本事業では、24年度内に購入したカリ肥料が支援対象となります。また、通常の栽培用では不足するカリ肥料の追加が支援対象となります。これらのことから、お問い合わせのカリ肥料は支援対象に該当しません。
	放射性物質（加里等施用対策）	農協が事業実施主体となって放射性物質の吸収抑制対策に取り組む場合、資材を同じ農協の資材販売部を通じて販売することは可能か。	J Aが事業実施主体となる場合、事業の適正な執行の観点から、資材の調達先となり得るJ Aの資材部門とは独立して事業執行の判断を行う体制が確保されていることが必要です。 また、資材の調達先や価格の決定は競争入札や見積りありわせ等の方法で、透明性を確保しつつ、受益農家に有利な選択を行う必要があります。 こうした公正な手続を行うことを前提に、J Aの資材部門を調達先の候補とすることは可能です。 なお、この場合、資材部門から調達した資材については、事業実施主体であるJ Aから受益者（事業参加者）である生産者に対し、「販売」ではなく、「配布」する形になることにご留意下さい。（生産者個々の判断で各々に購入する場合は、共同の取組には該当しません。）
	放射性物質（加里等施用対策）	農協が事業実施主体となって放射性物質の吸収抑制対策に取り組む場合、生産者が個々に販売店から購入した購入伝票をもとに、国からの交付金を後払いする方法（国→J A→生産者）も可能か。	本事業を実施するに当たっては、事業目的の効果的な発現がなされるよう、関係機関が一体となった推進体制の下、事業実施主体において検討・策定した取組計画にもとづき、計画的・効率的な取組を進める必要があります。 また、生産者が個々の判断で各々に資材販売店（J A資材部門も含む）から資材を購入するような形は、共同の取組には該当しないため、支援対象になりません。

	放射性物質（加里等施用対策）	加里質肥料の追加施用について、原則単肥が対象ということだが、りん酸等肥料成分やその他成分が微量でも配合されていたら資材の支援対象とはならないのか。	1 放射性物質吸収抑制対策については、通常の施肥を支援するものではなく、放射性セシウムの吸収抑制効果のあるカリウム資材の投入が目的であることを踏まえ、カリウム資材のうち農業者の方々に入手しやすく価格が安価である塩化加里、硫酸加里、けい酸加里肥料の3種類のカリウム資材を支援対象としています。 2 一方で、カリウム以外の肥料成分を含む複合肥料についても、施用することによって土壤中の交換性カリウムの増加に寄与しますが、補助事業として意図しない効用が発生（カリウム以外の肥料成分の供給）すると考えられます。 3 単肥としてのカリウム肥料だけでは不足が予想されること、補助事業として意図しない部分への補助を排除すること等の観点から、複合肥料等カリウム以外の肥料成分等を含む資材においては、全成分に対するカリウム成分に係る部分のみを補助対象とします。
	放射性物質（加里等施用対策）	対象とするほ場において予め行う土壌診断について、どれくらいの規模での確認が必要か。	土壌診断や堆肥の施用、稲わらのすき込み等これまでの営農上の取組の実績等から、対象とするほ場において交換性カリウム濃度が不足しているかどうかを判断して下さい。適用範囲としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりをご想定しています。
	放射性物質（加里等施用対策）	カリ肥料を散布する場合においては、予め土壌診断等を行い、対象ほ場の土壌中の交換性カリウム濃度を測定することが必要となっているが、この土壌診断は補助対象となるのか。	吸収抑制対策としてのカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、そもそも事業を実施する必要があるかどうかを判断するための取組であることから、補助対象とはなりません。
	放射性物質（品種・品目転換）	放射性物質の低吸収品種・品種にはどのようなものがありますか。	品目・品種転換を行う場合、これまでの放射性物質検査の結果を考慮し、公的研究機関等により、放射性セシウムの土壌から農産物への移行の程度が低いことが示されている品目や品種を選択してください。 なお、農林水産省では、生産者の方が農作物の作付を検討する際の参考として頂くため、国内外の科学文献から、土壌中の放射性セシウムの野菜類・果実類への移行の程度を取りまとめ、公表しています。 http://www.maff.go.jp/j/press/syoutan/nouan/110527.html また、農林水産省ホームページに、原発事故による農畜水産物の影響に関する関係府省のポータルサイトを設けており、食品や環境に関するモニタリング情報等を掲載しておりますので、併せてご活用下さい。 http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/index.html
	放射性物質（品種・品目転換（園芸））	低吸収品種・品種転換について、対象となる経費は何ですか。	品目・品種転換することによって新たに必要となる資材費（種子・種苗費は牧草を対象とした場合に限り）、吸収抑制効果を検証するための検査費が対象となります。 また、排水対策が必要な場合、当該作業に係る機械のレンタル・リース費、オペレータ費、燃料費が対象となります。
	放射性物質（品種・品目転換（園芸））	転換する品目について、加工等による濃縮について留意するとは、どのようなことですか。	原材料が放射性物質の基準値（平成24年4月1日より、野菜を含む一般食品は100 Bq/kg）以下であっても、乾燥野菜等のように、加工過程の乾燥等により水分が減少する場合には、基準値を超えるおそれがありますので、品目選択時に併せてご留意ください。
	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	牧草への吸収抑制対策とはどういうことか。また、具体的にどのようなことをするのか。	土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として、反転耕・深耕を行った草地に地域の土質や汚染に応じた飼料作物を導入することです。 具体的には、永年牧草から青刈りトウモロコシやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年牧草から他の奨励品種（永年牧草）への置き換えをすることです。
	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	平成23年度、反転耕・深耕をすでに実施した地域において、農作物への吸収抑制の効果を確認するために、平成24年度中に行う土壌改良資材の施用や播種等を本事業の対象とすることができるか。	農作物の放射性物質の分析と吸収抑制効果の評価を行うことを条件に、農作物への吸収抑制効果の確認をするために必要な作業工程（例えば、土壌改良資材の施用、播種等）を対象とすることができます。 その場合は、23年度に実施した内容及び24年度の実施計画スケジュールを作成し、吸収抑制対策に必要な反転耕・深耕を含む作業工程の全部を記述するとともに24年度に実施する事業対象部分が分かるように示し、事業実施計画書に添付してください。

	放射性物質（品目・品種転換（牧草））	粗飼料確保のため夏作をした後、秋に永年性牧草を播種する場合、これらの種子代（2回分）及び肥料代等の資材（2回分）を補助対象にしてもよい。	本事業は、農作物の放射性物質吸収抑制対策であり、牧草地においては、反転耕・深耕を行い、永年牧草から青刈りとうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年牧草から他の奨励品種（永年牧草）への置き換えを補助対象にしています。そのため、永年草地に夏作の飼料を作付けした場合、あるいは、永年草地に夏作の飼料を作付けした（夏作の飼料の作付けに係る経費は自己負担）後、秋に永年性牧草を播種する場合のどちらか一方の肥料・種子代等のみが品目・品種転換として本事業の対象となります。
	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植について、補助対象となる経費は何か。	改植時に必要不可欠な、種苗費、肥料・土壌改良費、資材費、伐採・抜根や整地等に必要な機械・機材のリース代、作業委託費、燃料費が対象となります。
	放射性物質（改植・剪定）	茶の剪定について、補助対象となる経費は何か。	剪定時に必要不可欠な、肥料・土壌改良費、機械・機材のリース代、作業委託費、燃料費が対象となります。
	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植に伴って、トレリスや果樹棚の設置も対象経費になるか。	植栽時に必要不可欠な支柱は対象となりますが、トレリスや果樹棚は補助対象になりません。
	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植で、表土除去は対象になるか。	果樹園では、放射性物質の根からの吸収割合は高くないと考えられていますので、本事業での対象としておりません。なお、通常の改植の際に行う深耕、整地等は対象となります。
	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植の費用が49万5千円となっているが、それを下回った場合には、どうなるか。また、必要となった経費の証拠書類を残す必要があるか。	交付額は改植を行った場合に必要となる費用を勘案し、定額の49万5千円としていますが、実際の経費が49万5千円を下回った場合には、その額を交付額とします。なお、要した経費に係る領収書は、額の確認に必要なので保管しておいて下さい。
	放射性物質（改植・剪定）	茶の剪定の費用が1万8千円となっているが、それを下回った場合には、どうなりますか。また、必要となった経費の証拠書類を残す必要があるか。	交付額は改植を行った場合に必要となる費用を勘案し、定額の1万8千円としていますが、実際の経費が1万8千円を下回った場合には、その額を交付額とします。なお、要した経費に係る領収書は、額の確認に必要なので保管しておいて下さい。
	放射性物質（改植・剪定）	果樹の改植を行った場合、放射性物質の吸収抑制を確認しなければならないか。	放射性物質に汚染された樹の改植を行ったということをもって、目標を達成したと見なすことができるものとします。
	放射性物質（改植・剪定）	茶樹の剪定を行った場合、放射性物質の吸収抑制を確認しなければならないか。	茶樹については、剪定後に収穫された収穫物の放射性物質の分析により、吸収抑制の効果を確認して下さい。
	放射性物質（改植・剪定）	放射性物質の低減割合を検証するため、剪定毎の時期と深さの基準があるのか。	具体的な剪定方法については、県の栽培技術指針等を参考にして下さい。なお、剪定の時期と深さによっては、樹体が衰弱し、翌年の茶生産に影響があることにご留意ください。
	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕について、補助対象となる経費は何か。	反転耕・深耕の作業に係る機械レンタル代、機械オペレータ代、燃料代、地力回復に必要な資材費が対象となります。
	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕の深さはどれくらいまで行えばよいのか。また、すでに耕起を実施した農地において、反転耕・深耕の対象となるのか。	放射性物質の土壌中の濃度を薄め、吸収抑制を図る観点から、通常の耕起深度と比べてより深く耕起する必要があると考えます。 すでに耕起を行っている農地については、耕起した深さまで放射性物質が拡散していると考えられることから、耕起した深度よりも深く反転又は耕起することが必要であり、このような場合であれば、すでに耕起を行った農地であっても、反転耕・深耕の対象となります。

	放射性物質（反転耕・深耕）	反転耕・深耕を行った後において、地力回復に必要な肥料、土壌改良資材等を投入したいが、その投入量を試算するために必要な土壌診断経費は対象となるのか。	反転耕・深耕を行った後において、吸収抑制の効果を確認するための放射性物質の分析にあわせて地力回復に必要な項目を分析することについては、差し支えありません。
	放射性物質（吸収抑制効果分析）	分析経費は、放射性物質の植物体や土壌内での濃度を測定する経費が対象という理解でいいか。	土壌中の放射性物質や資材を導入したほ場から生産された農作物の放射性物質の濃度を分析するための分析費（委託費を含む）を支援対象とします。資材の導入効果を分析するためのものであり、資材を導入したほ場及びその対照区の土壌等に限りません。
	放射性物質（吸収抑制効果分析）	土壌分析等については、放射性物質の分析も対象となるのか。	吸収抑制対策の効果を確認するために農作物及び土壌の放射性物質を分析する場合に限り、放射性物質の分析を支援対象とします。
	放射性物質（吸収抑制効果分析）	吸収抑制対策の効果を検証するため、放射性物質の分析機器を導入することは可能か。	原則として、経費を抑制する観点から、分析委託又は分析機器のレンタル・リースでの対応をお願いします。ただし、本事業の目的達成に必要な土壌や植物体の分析点数や分析スケジュール、費用対効果等から判断して、分析委託又は分析機器のレンタル・リースではなく分析機器の購入を選択すべき合理的な理由があるのであれば、分析機器を購入して対応することも可能です。
	大豆	複数年契約販売の対象となる大豆は被災者が生産したものに限定されるのか。	本メニューは、震災の影響により大豆の供給量が減少した地域の供給回復が円滑に進むよう支援することとしていますので、被災者が生産した大豆に限定されるのではなく、（２）のイの対象地域の要件を満たし、平成２４年産を含む３カ年以上の販売契約を締結し、この契約に基づき販売した大豆の全量を交付対象とします。
	大豆	大豆の複数年契約販売について、年度内に販売される大豆の数量は、どのように見積もり、また額の確定の際に販売数量をどのように確認するのか。	対象数量は、食品事業者等との間に締結した複数年販売契約に基づく２４年産大豆販売数量とします。また、額の確定は、当該契約に基づき２４年度内に販売されたことが証明出来る伝票等により確認することとします。
	大豆	大豆の複数年契約販売について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いのか。	本メニューの成果目標は、震災による影響から生産や販売を回復するために必要な生産・流通体系を確立することなので、被災により一時的に減少した供給量の回復に必要と判断される複数年販売契約の締結をもって目標を達成したと判断します。
	農地生産性回復	農地生産性回復に向けた取組について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いですか。	成果目標については、事業実施要領第１の１の（１）のア（「営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧すること」）が適用されることとなります。このため、事業実施年度の翌年度内に、農地・草地の地力の回復が達成されているかについて土壌分析等で確認するか、または、対象農地における収量や対象草地における牧草の被覆割合が回復しているかについて確認してください。
	農地生産性回復	除染後の農地・草地も支援対象となりますか。	放射性物質汚染対処特措法に基づく農地・草地の除染の実施に当たっては、除染後の地力回復対策まで実施することが可能となっていることから、除染後の農地・草地は本事業の支援対象とはしていません。
	農地生産性回復	震災により地割れや液状化現象が発生した農地も支援対象となりますか。	震災により被害を受けた農地を対象としますので、地割れや液状化現象が発生した農地であり、復旧作業等により地力が低下し、収量等に影響が出ることが見込まれる農地であれば対象となります。
	農地生産性回復	採択要件の「除塩等により収量等に影響が出ることが見込まれる農地」とは、具体的にどのような農地ですか。	津波等の被害を受け、除塩等の復旧作業を行うことにより、有機物量や陽イオン交換容量（CEC）の減少等の影響を受け、その後の作付けにおいて収量等が低下した、あるいは低下する見込みがある農地のことを指します。

	農地生産性回復	震災の被害を受け利用されていないとはどういうことですか。	震災の影響により草地在崩れたり、飼養頭数の低下等により利用が停止、低下し、草地の管理が行き届かなくなったため、雑草の繁茂などにより荒廃し、生産性の低下していることを指します。
	農地生産性回復	生産力が落ちていると見込まれる草地であることをどのように確認したら良いですか。	草地の裸地化（地表が露出している部分）、強害雑草の混入（強害雑草の冠部被度）又は病害虫の被害を受けている面積の割合が、草地全体の３０％以上を占めていることを目視で確認することが必要です。 強害雑草とは、有毒、家畜の嗜好性が極端に低い、繁殖が旺盛で駆除が困難等により、飼料作物の収量及び品質に悪影響を及ぼす植物のことであり、ギシギシ類、アザミ類、ブタナ、タンポポ、オオバコ類、シバムギ、ハルガヤ、ワラビ、チカラシバ、ワルナスビ、イチビ等が該当します。
	農地生産性回復	被災農地の土づくり対策で補助対象となる資材のうち、いわゆる土づくり肥料は支援対象となりますか。	本取組は、除塩等の対策後の被災農地における地力の回復を目的とした取組であることから、この目的を達成するために施用する資材であれば補助対象とします。したがって、主に堆肥の施用を想定しておりますが、土壌改良資材やいわゆる土づくり肥料も補助対象としています。
	農地生産性回復	飼料作物の種子代が対象となる場合はどういう場合ですか。	津波や震災の被害を受けた草地在が永年牧草地の場合、除塩や地力の回復を目的とした肥料・土壌改良資材等の投入後の飼料作物の播種に係る経費（種子代を含む）が対象になります。
	農地生産性回復	作業に必要な機械の購入も対象となりますか。	農地生産性回復に向けた取組の中では対象となりませんが、同交付金の中にリース方式による農業機械の導入という別メニューがございますので、こちらをご活用下さい。
	農地生産性回復	農地生産性回復に向けた取組について、資材の散布等を受益農業者が自ら施工する場合も対象として良いですか。また、その場合の補助対象経費としては、自力施行の労賃相当額や所有機械のレンタル料相当額を加えることは可能ですか。	資材の散布等について、受益農業者が自ら施工する場合であっても補助対象になりますが、補助対象経費として、自力施行の労賃相当額等を対象とすることはできません。作業者の雇用賃金や機械レンタル代は補助対象としております。
	GAP	GAPの導入の対象となる地域はどこでも構わないのか。	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の１７都県（津波被災県及び原子力災害対策本部が求める検査対象自治体）が対象です。
	GAP	GAPの導入について、成果目標の達成はどのように判断すれば良いのか。	成果目標については、事業実施要領第１の１の（１）のイ（「生産や販売を回復するために必要な生産、流通、保管技術又は技術体系の確立」）が適用されることとなります。 このため、地区推進事業に取り組まれる場合には、事業実施年度の翌年度内に、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応したGAPを策定するようにしてください。 また、都道府県域事業に取り組まれる場合には、事業実施年度の翌年度内に、域内産地で震災被害に対応したGAPを導入するか、又は、域内産地で活用できるGAPのひな形を作成してください。
	鳥獣施設	当該交付金では、鳥獣被害防止施設の整備に当たって、資材費相当分の定額助成を受けられるのか。	鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の自力施工を行う場合は、上限単価はありますが、資材費相当分の定額助成を受けることができます。
	その他	JAが市町村をまたぐ場合、計画書の作成はどちらの市町村で作成するのでしょうか？	事業実施主体は、主たる市町村へ計画書を提出し、関係する市町村へ計画書の写しを提出していただくことになります。